

## 鹿児島県指宿市有形民俗文化財に指定されたモイドンの保全に関する現状と課題

Current Status and Issues on Conservation of "Moidon" designated as Tangible Folk Cultural Property in Ibusuki City, Kagoshima Prefecture

上田 萌子\* 大平 和弘\*\* 押田 佳子\*\*\* 浦出 俊和\* 上甫木 昭春\*

Moeko UEDA Kazuhiro OHIRA Keiko OSHIDA Toshikazu URADE Akiharu KAMIHOGI

**Abstract:** "Moidon" is a forest of the old folk belief to be left on Satsuma and Osumi Peninsula in Kagoshima, and it is enshrined as the standpoint of the community. Moidon tends to disappear in recent years, it is necessary to consider the effect of a public measure such as cultural property and the necessity of other conservation system. In order to clarify the effects of designation of cultural property and issues to inherit Moidon, we investigated the transition of spatial composition, flora, events such as the festival, and management of the Moidon, and resident consciousness against the Moidon designated the cultural property of Ibusuki City. The results show that the subsidy from the city works effectively in management of the Moidon, and the designation contributes to the recognition of residents to the Moidon. It is suggested that consolidation and simplification of festivals related to the Moidon is advanced, and continuance of the festival and management has been difficult. It is necessary to spread understanding and to enlarge participants of Moidon.

**Keywords:** Moidon, Place for ritual, Folk belief, Cultural property, Conservation of open space

**キーワード:** モイドン, 祭祀空間, 民間信仰, 文化財, 緑地保全

### 1. はじめに

我が国には、社殿がなく神社が起こる以前の森や樹木そのものが信仰対象となった祭祀空間が各地に点在しており、地域の人々から大切に祀られている。このように、古くから地域で大切にされてきた神社などの祭祀空間の緑は、文化財や民俗の行事の宝庫、レクリエーションや多様な生物の生活の場であるとともに、景観的価値を有するものとして、保全の必要性が叫ばれている<sup>1)</sup>。祭祀空間の緑に関する既往研究としては、かねてより民俗学の分野で多くの蓄積があり、空間形態や祭祀方法などが論じられ<sup>2)</sup>、近年は地域のコミュニティ形成の視点を含めて調査されたものもある<sup>3)</sup>。しかし、地域社会の現状をふまえて祭祀空間の緑の保全施策や継承のあり方を言及した研究は少ない。

鹿児島県の薩摩・大隅半島には、「モイドン（森殿）」あるいは「モイヤマ（森山）」とよばれる信仰対象の森がある。モイドンは、この地方で門（かど）とよばれる藩政以来の農民の同族集団によって祀られ、年1回の祭りが行われる。門は乙名家とよばれる長と数名の名子で構成され、モイドンはその門と同族集団の神であるとされている<sup>4)</sup>。モイドンに関する詳細な調査としては、昭和30（1955）年前後に民俗学者の小野重朗氏らによって精力的に実施されたものがある。その報告によれば、モイドンは鹿児島県の各地にみられ、薩摩半島には消失したものも含めて58件あり、その半数が指宿市に分布している。また、大隅半島では消失分を入れて46件あり、錦江町周辺に半数近く分布が確認されている<sup>5)</sup>。このように、指宿市や錦江町はモイドンが集中する地域であるが、その後は60年近く詳細な調査が実施されてこなかった。小野氏の報告をもとに、平成26（2014）年に錦江町で行われた存続状況の調査では、モイドンが著しく消失している実態が明らかになっているが、有効な保全施策は未だ講じられていない<sup>6)</sup>。一方、指宿市では、平成25（2013）年度にモイドンに関連した企画展が市内の博物館で開催されるなど、地域固有の文化的資源としてモイドンへの関心が高まっている。指宿市は、モイドンの継承の

ために唯一、文化財指定を実施している自治体であり、2件のモイドンが対象となっている。文化財指定は、現状における唯一の公的な保全施策といえるが、昭和51（1976）年の指定から40年以上を経てモイドンを取り巻く状況が変わりゆく中、モイドンの継承のために有効に機能しているかは不明である。また、地域が少子高齢化しているなかでモイドンを継承していくには、より多くの住民がモイドンの保全に携わる必要があると考えられるが、地域におけるモイドンに対する関心や保全意識は明らかでない。

そこで本研究では、指宿市の指定文化財のモイドンを対象として、モイドンの立地環境・空間構成や植物相、祭りなどの行事、管理活動の変容を把握するとともに、モイドンに対する住民意識を探ることで、文化財指定の効果やモイドンを継承していくための課題を明らかにすることを目的とした。

### 2. 調査対象地の概要

指宿市のモイドンの詳細については、鹿児島県立指宿高等学校の教諭であった小野氏と、校内に設立された「郷土研究部」の生徒らによる昭和30（1955）年頃の調査の成果が大きく、それ以前の実態はよく分かっていない。はっきりとした起源も不明であるが、モイドンは墓地に近い所にあつて、墓地に埋めた祖先達を祭る祭場であったのではないかと小野氏は考察している<sup>7)</sup>。指宿市では、昭和43（1968）年に制定された文化財保護条例に基づき、昭和51（1976）年に2件のモイドンが文化財指定を受けた。この際、上記の小野氏らの調査結果が文化財審議会の判断資料となっていることから<sup>8)</sup>、この調査成果に基づいて特筆される2件のモイドンが指定に至ったと考えられる。その後、文化財保護条例は昭和54（1979）年と、市町村合併後の平成18（2006）年に改正され、現在に至っている。改正後の条例に規定の変更はなく、現状変更の制限や文化財の保存・管理に対する補助金の交付等が定められている<sup>9)</sup>。本研究では、文化財指定を受けた下記2件のモイドンを調査対象に設定し、以下にその特徴を述べる。

\*大阪府立大学大学院生命環境科学研究所

\*\*兵庫県立人と自然の博物館

\*\*\*日本大学理工学部まちづくり工学科

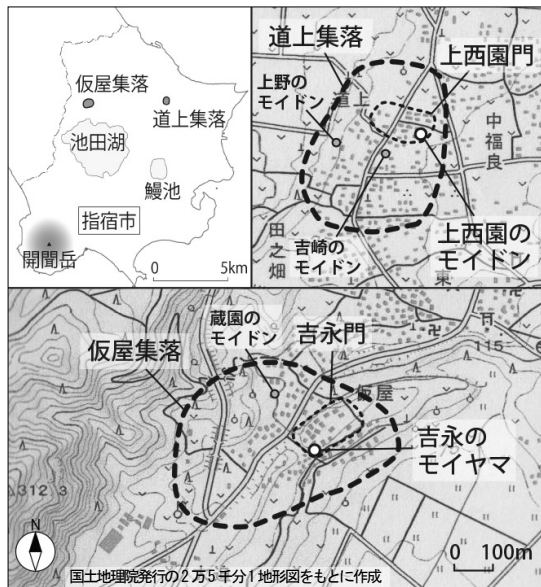


図-1 調査対象地の位置

### (1) 上西園のモイドン (文化財の名称:「上西園のモイドンなど民俗神」)

上西園のモイドンは指宿市東方の道上集落に位置している(図-1)。集落一帯は、平坦な地形で耕作地が広がっており、世帯数は平成29(2017)年6月時点で92戸である。昭和30(1955)年の文献によると集落には上西園門をはじめとする9つの門が存在するとあるが<sup>10)</sup>、元公民館長の地元住民によれば現在の門の数は7つとされている。道上集落にはモイドンが多く分布し、その中でも上西園のモイドンには、モイドンの他に山ノ神、内神、稲荷神といった神々が集まっていることから、民俗的価値を有しているとして文化財に指定された<sup>8)</sup>。モイドンの土地は上西園門に所属する複数名の所有となっており、現在の管理主体は上西園門の4戸である。なお、集落内の他のモイドンの現状については、上野門のモイドンが門に属する複数名、吉崎門のモイドンが門の特定の人によって管理されている。

### (2) 吉永のモイヤマ (文化財の名称:「吉永のモイヤマ-集団民俗神」)

吉永のモイヤマは指宿市池田の仮屋集落に位置している(図-1)。集落は地形の起伏に富み、樹林地が多く、平成29(2017)年6月時点で68戸の世帯数を有している。昭和30(1955)年の文献では集落に吉永門をはじめとする7つの門があり<sup>10)</sup>、現公民館長の地元住民によれば、名称が一部変わっているものの、現在も7つの門が存在している。仮屋集落には道上集落に次いでモイドンが集中し、なかでも吉永のモイヤマにはモイドンをはじめ、秋葉大明神、内神、地神も祀られており、民俗的価値が認められるとして文化財に指定された<sup>8)</sup>。モイヤマの土地は吉永門に属する個人の所有であり、現在の管理は吉永門を中心とした9戸で構成される「吉永モイヤマ管理委員会」が担っている。なお、集落内の他のモイドンの現状については、蔵園門のモイドンが門の特定の人によって管理されている。

## 3. 調査方法

### (1) 各モイドンの立地環境・空間構成と主な植物相

各モイドンにおいて、現地を明らかにするため、モイドンを取り囲む外的環境(道路、住宅等)や地形条件を把握するとともに、モイドン内で祀られている神々とその空間構成要素(神体の樹木、石・石祠・石碑・石灯籠などの石の類)の配置を確認した。神体をはじめとする主要な樹木については、種名、樹高、

胸高周囲を記録するとともに、林床や周辺部の植物も位置・範囲や種名などの概要を把握した。また、注連縄などの日常的な管理状態についても確認した。これらの内容を小野氏らによる昭和30(1955)年頃の調査記録<sup>11)</sup>と比較し、変容を把握した。

### (2) 各モイドンにおける祭りや管理内容

モイドンに関わる祭り、祭りを除くその他の利用、清掃や花替えなどの管理内容、およびそれらに関する資金について、昭和30(1955)年頃から現在にかけての変容を把握した。情報収集にあたっては、各モイドンの管理主体の代表者にヒアリングするとともに、昭和30(1955)年頃の調査記録<sup>11)</sup>や文化財指定時の資料<sup>8)</sup>、郷土資料<sup>12)</sup>等を参照した。また、指宿市の文化財担当部局に対し、文化財指定によって発生した保全施策の実施状況をヒアリングした。

### (3) モイドンに対する住民意識

モイドンに対する住民意識を把握するため、文化財指定のモイドンが位置する道上集落(92戸)および仮屋集落(68戸)の全世帯を対象としたアンケート調査を実施した。各集落を対象としたのは、現状として集落単位で公民館が存在し、公民館が地域コミュニティの基盤となっているためである。両集落では、ほぼ全世帯が公民館に所属しているため、公民館の回覧を通じてアンケート用紙を配布し、同封の返信用封筒にて回収した。回答は原則として世帯主に求めることとし、設問内容は回答者の属性(年齢、居住する門など)のほか、道上集落では上西園のモイドン、仮屋集落では吉永のモイヤマに関して、問1:モイドンの存在をいつ知ったか、問2:モイドンに対する保全意識、問3:モイドンの保全活動への参加意向の3つを設け、選択式で回答を求めた。また、モイドンをはじめとする地域の文化資源の保全について、自由回答を求めた。アンケート調査は平成29(2017)年8月に実施し、アンケートの回収状況は、道上集落18部(回答率19.6%)、仮屋集落22部(回答率32.4%)であった。アンケートの結果を集落ごとに分け、3つの設問について回答者の年齢や居住する門(文化財指定のモイドンが存在する門とその他の門)との関係をクロス集計により解析した。

## 4. 結果

### (1) 上西園のモイドン

#### 1) 立地環境・空間構成と主な植物相

上西園のモイドンの立地環境・空間構成と主な植物相を図-2に示す。周辺は平坦地で、両側は未利用の農地、奥側は樹林となっている。道路から細い通路を抜けると400m<sup>2</sup>ほどの平地の敷地が広がっており、モイドン、山ノ神(ヤマンカンサア)、内神(ウツガンサア)、稲荷神(イナイドン)の4つの神が祀られている。モイドンの神体は樹高22m、周囲長約9mのアコウの大木であるが、古くはエノキが神木であったと記録されており<sup>11)</sup>、根元には注連縄と花立が置かれている。また、大木となったアコウを支えるための支柱が設置されている。モイドンから3mほど西側に離れたところには山ノ神が祀られている。元々遠くの山にあったものが移され、昭和30(1955)年頃の記録では樹木が神体となっているが<sup>11)</sup>、現状では樹木はなく石が置かれ、その前に注連縄と花立が飾られている。内神はモイドンから離れた北側の敷地際であり、コンクリート製の祠の中に入った石が神体で、注連縄と花立が置かれている。元は門の乙名家の家の庭から移されたもので、祠はかつて藁葺の家であったと記録されている<sup>11)</sup>。敷地の西側の端にあるのが稲荷神で、サカキの木の根元にある石が神体で、注連縄がかけられている。敷地内の中央部の地面には防草シートが張られ、敷地外になるが、モイドンの後背には樹高10mを超すクスノキが6本あり、アコウも含めると外観はまとまりのある樹林地である。

2) 祭りや管理内容の変容

上西園のモイドンにおける祭りや管理内容の変容を表-1に示す。まず祭りについては、昭和30(1955)年頃に、上西園門16戸でモイドンをはじめとする4つの神を一緒に祀り、祭りの名はモイコ(森講)であると記録されている<sup>11)</sup>。また、昭和30(1955)年頃は旧暦11月3日に門の人が集まり、お供えや神主を呼んだ祭事後、年当番制で鶏ご飯や煮しめをふるまう直会を宿元宅で行っていたが、昭和42(1967)年までには神主を呼ばなくなった。市文化財に指定された昭和51(1976)年頃には、上西園門18戸で祭事をするとなっているが<sup>12)</sup>、その後戸数は徐々に減少

した。平成25(2013)年時点では年当番制の直会は継続していたものの、平成26(2014)年の時点では6戸にまで減少し、平成29(2017)年に祭りが廃止となった。このように、門の世帯数や高齢化を背景として、徐々に祭りが衰退する傾向がみられた。その他の利用としては、ヒアリングによると、昭和30(1955)年頃は子どもがアコウの木に登ったりするなど遊び場として使われていた。また、昭和30年(1955)頃は旧暦6月3日にモイヤマに青年が中心となって灯をともし「六月灯」をすると記録され<sup>11)</sup>、昭和48(1973)年から4~5年間は舞台を設置し、一部の門の人の出資により外部から芸達者を招聘した踊りも実施されていたという。しかし、次第にモイドンに集まることはなくなり、平成25(2013)年時点では、六月灯は年当番の家で鶏ご飯や煮しめを食べる行事としての実施にとどまっていた。また、昭和30(1955)年頃までは、モイドンの敷地内で織維をとるためのマオランの栽培出荷が行われ、その売上がモイドンの行事に使われていたという。化学織維の台頭でマオランの栽培が行われなくなってからは、直会にかかる食事費は参加者から各回1000~1500円程度を徴収していた。しかし、六月灯は森講と同様に平成29(2017)年度には廃止となり、活発だったその他の利用は現在なくなっている。日常的な管理としては、昭和30(1955)年代から継続して門の人々による清掃や花替えが行われてきたが、平成29(2017)年時点では上西園門4戸で年3~4回実施されており、少ない戸数での管理となっている。また、年末に4つの神の注連縄替えが行われており、昔は注連縄を自作していたが、平成20(2008)年頃からは門の各戸から500円ずつ徴収して替えている。資金の大きな変化として、平成元(1989)年頃から市より管理費として年間16000円の支給が始まり、アコウの木の支柱や防草シートの設置に活用されている。以上のように、上西園のモイドンでは、祭りやその他の利用の衰退傾向が確認された。

3) モイドンに対する住民意識

モイドンに対する住民意識の結果をみると(表-2)、文化財指定のモイドンの存在をいつ知ったかという設問に対しては、約7割(13名)の住民が「文化財指定前から知っていた」と答えた。年齢および居住する門ごとにみても、「文化財指定後に知った」より「文化財指定前から知っていた」の回答割合が高いことから、

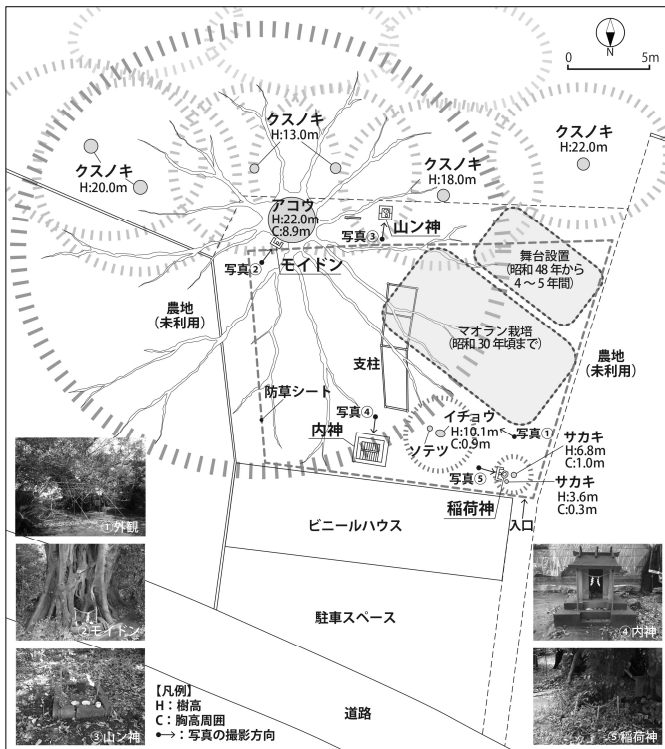


図-2 上西園のモイドンの立地環境・空間構成と主な植物相

表-1 上西園のモイドンにおける祭りや管理内容の変容

年代	昭和30年頃~昭和51年頃(文化財指定)	昭和51年頃(文化財指定)~平成29年
祭り(講・直会)の変化	上西園門16戸で祭り(昭和30年頃) <sup>11)</sup> 4つの神を森講として祭る(昭和30年頃~) <sup>11)</sup> 当番制による宿元宅での直会(昭和30年頃) 神主招へい(~昭和42年頃)	上西園門18戸で祭り(昭和51年頃) <sup>12)</sup> 徐々に減少 上西園門6戸で祭り(平成26年) 直会を継続(~平成25年) 祭りの廃止(平成29年)
その他の利用の変化	マオラン栽培で資金捻出(~昭和30年頃) 六月灯を開催(昭和30年頃) <sup>11)</sup> 子どもの遊び場(昭和30年頃)	マオラン栽培中止後、参加者から徴収 有志による出資 六月灯で舞台設置(昭和48年から4~5年間) 当番制による宿元宅での直会のみ(平成25年) 六月灯の廃止(平成29年)
管理内容の変化	上西園門で清掃・花替え(昭和30年代) 4つの神の注連縄替え	上西園門4戸で清掃・花替え(平成29年)
凡例	文化財指定(昭和51年) → 市から管理費支給(平成元年頃~) → 各戸から注連縄代徴収(平成20年頃~) 文化財保護条例(昭和43年) → 文化財保護条例(昭和54年) → 文化財保護条例(平成18年) <sup>9)</sup> 支柱設置(平成16年頃) 防草シート設置(平成16・27年頃)	
※	半括弧の数字は文献番号を示す。番号のないものはヒアリングによる。	

表-2 年齢および居住する門からみたモイドンに対する住民意識

集落名		道上							仮屋								
回答者の属性		年齢			居住する門				計	年齢				居住する門			計
設問	選択肢	40~50歳代	60歳代	70歳以上	文化財指定のモイドンがある門	その他の門	わからない・無回答	40~50歳代		60歳代	70歳以上	無回答	文化財指定のモイドンがある門	その他の門	わからない・無回答		
モイドンの存在をいつ知ったか	文化財指定前から知っていた	3(75)	6(86)	4(57)	2(67)	11(79)	0(0)	13【72】	0(0)	1(20)	9(64)	0(0)	1(33)	9(50)	0(0)	10【46】	
	文化財指定後に知った	1(25)	1(14)	2(29)	1(33)	3(21)	0(0)	4【22】	0(0)	3(60)	4(29)	1(100)	2(67)	5(28)	1(100)	8【36】	
	今も知らない	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0【0】	2(100)	1(20)	0(0)	0(0)	0(0)	3(17)	0(0)	3【14】	
	わからない・無回答	0(0)	0(0)	1(14)	0(0)	0(0)	1(100)	1【6】	0(0)	0(0)	1(7)	0(0)	0(0)	1(6)	0(0)	1【5】	
モイドンに対する保全意識	積極的に保全すべき	2(50)	0(0)	2(29)	2(67)	2(14)	0(0)	4【22】	0(0)	2(40)	5(36)	0(0)	2(67)	5(28)	0(0)	7【32】	
	できる限り保全するのが望ましい	1(25)	5(71)	1(14)	0(0)	7(50)	0(0)	7【39】	0(0)	2(40)	6(43)	1(100)	1(33)	7(39)	1(100)	9【41】	
	場合によっては保全できなくても仕方ない	1(25)	2(29)	1(14)	1(33)	3(21)	0(0)	4【22】	0(0)	1(20)	1(7)	0(0)	0(0)	2(11)	0(0)	2【9】	
	わからない・無回答	0(0)	0(0)	3(43)	0(0)	2(14)	1(100)	3【17】	2(100)	0(0)	2(14)	0(0)	0(0)	4(22)	0(0)	4【18】	
モイドンの保全活動への参加意向	積極的に参加してみたい	0(0)	0(0)	2(29)	1(33)	1(7)	0(0)	2【11】	0(0)	1(20)	2(14)	0(0)	1(33)	2(11)	0(0)	3【14】	
	内容によっては参加してみたい	2(50)	5(71)	1(14)	1(533)	6(43)	1(100)	8【44】	0(0)	3(60)	6(43)	0(0)	2(67)	7(39)	0(0)	9【41】	
	参加してみたいとは思わない	0(0)	2(29)	1(14)	0(0)	3(21)	0(0)	3【17】	1(50)	1(20)	3(21)	0(0)	0(0)	5(28)	0(0)	5【23】	
	わからない・無回答	2(50)	0(0)	3(43)	1(33)	4(29)	0(0)	5【28】	1(50)	0(0)	3(21)	1(100)	0(0)	4(22)	1(100)	5【23】	
計		4(100)	7(100)	7(100)	3(100)	14(100)	1(100)	18【100】	2(100)	5(100)	14(100)	1(100)	3(100)	18(100)	1(100)	22【100】	

※表の値は回答数。【】内は集落別の全回答数に占める%、()内は属性ごとの回答数合計に占める%を示す。

年齢や居住する門に関わらず、全体としてモイドンが古くから知られた存在であることが伺える。次に、文化財指定のモイドンに対する保全意識を尋ねたところ、「積極的に保全すべき」と回答したのは2割程度(4名)にとどまり、「場合によっては保全できなくても仕方ない」も同数であることから、強い保全意識はない傾向が示された。しかし、「積極的に保全すべき」と「できる限り保全するのが望ましい」を合わせた回答は6割以上(11名)あった。また、年齢および居住する門ごとにみても、「積極的に保全すべき」と「できる限り保全するのが望ましい」を合わせた回答は、「保全できなくても仕方ない」を上回っていた。このことから、年齢や居住する門に関わらず、全体として保全意識は高い傾向にあった。文化財指定のモイドンの保全活動への参加意向については、「積極的に参加してみたい」が1割程度(2名)で、強い参加意欲は認められなかった。一方、「積極的に参加してみたい」と「内容によっては参加してみたい」を合わせた回答が5割以上(10名)あった。年齢および居住する門ごとにみても、「積極的に参加してみたい」と「内容によっては参加してみたい」を合わせた回答が「参加してみたいとは思わない」を上回っていた。このことから、保全意識よりは低い割合ではあるものの、参加に前向きな住民が多い傾向がみられた。なお、自由記述として、40~50歳代のその他の門の住民から「道上集落のモイドン一つにまとめれば保全活動への参加が増えるのでは」といった意見があった。

## (2) 吉永のモイヤマ

### 1) 立地環境・空間構成と主な植物相

吉永のモイヤマの立地環境・空間構成と主な植物相を図-3に示す。モイヤマは周りを道路に囲まれており、道路を挟んで家屋や駐車スペースが立地している。敷地は道路からの高さ約5~7mの高台で、上部は40m<sup>2</sup>ほどの平坦地になっており、外観はこもりとした藪である。北側に階段の入口があり、敷地の北側のすぐ隣にモイヤマの土地の所有者の家屋がある。上部の平坦地にモイドン、秋葉大明神(アッカドン)、内神(ウッガンサア)、地神(ジガンサア)の4つの神が祀られている。モイドンの神体は、敷地の西側の樹高約14m、周囲長約2mのタブノキであり、根元には花立が置かれている。昭和30(1955)年頃の記録では藪の木が神木とされているが<sup>1)</sup>、この違いの理由は不明である。平坦地の中央にある秋葉大明神は、コンクリート製の祠の中に石碑が祀られたもので、手前に花立が飾られている。秋葉大明神の隣には内神があり、コンクリート製の祠の中に紙の衣を着た石が数体、花立とともに置かれている。秋葉大明神のすぐ脇には、由来不明

の石碑や石灯籠計3体がある。平坦地の東側の端には地神があり、石と花立が2つずつ置かれている。敷地内には、アラカシやヤブツバキ、タブノキ、ハゼノキといった樹木が生え、林床にはテイカカズラ、フウトウカズラ、マンリョウ、ヤツデ、イヌビワなどがみられた。斜面部に生育するハゼノキ等の枝が電線に及ぶほど成長していた。また、モウソウチク等のタケ類が繁茂していることに加え、部分的に斜面が崩れている箇所も確認された。

### 2) 祭りや管理内容の変容

吉永のモイヤマにおける祭りや管理内容の変容を表-3に示す。モイドンに関する祭りについては、昭和30(1955)年頃に吉永門全員約10戸で旧正月にモイコ(森講)を実施するという記録があり<sup>1)</sup>、昭和50(1975)年頃にも吉永門を中心に9戸で2月吉日に森講が行われていた<sup>8)</sup>。平成29(2017)年の時点では、吉永門を中心とした吉永モイヤマ管理委員会9戸(12名程度)が2月25日頃に森講として、神主を呼んでお供えをしており、昭和30(1955)年頃から祭りに関わる戸数に大きな変化はない。一方、その他の祭りとして、ヒアリングによると、昭和30(1955)年頃は彼岸講(旧暦8月)、大日講(旧暦10月)、秋葉講(旧暦2/25)が実施されていた。また、吉峯、吉永、吉留が各1戸ずつで旧正月の頃に内神祭を実施しているとの記録がある<sup>1)</sup>。地神については特別な祭はないとされている<sup>1)</sup>。ヒアリングによると、昭和54(1979)年には22名で秋葉講が実施されたが、秋葉講、彼岸講、大日講の3つをまとめ秋葉講とすることが決定された。さらに平成21(2009)年には、秋葉講、彼岸講、大日講に森講、観音講、庚申講を一つの講にまとめて新暦2/25に16名で実施しており、翌年には6講をまとめて、名称を「吉永モイヤマ講」にすることが決定された。これは、祭りの名が森講、祭日が秋葉講を継承していることを示している。内神祭については、平成29(2017)年の時点では独立したものはなく、森講の時に神主が内神のお衣替え(紙の衣を替えること)をしている。このように、時代が進むにつれて様々な祭りが統合されたことが明らかとなった。また、森講の際には年当番制で宿元宅での直会が平成21(2009)年頃まで行われていたが、その後モイヤマの現地ですら1~2回実施したのち、平成24(2012)年頃に廃止となった。祭りにかかる費用については、神主料は各戸から徴収し、直会の実費は担当の宿元が負担していた。このことから、祭りに関する労力や費用的負担は大きかったものと思われる。なお、吉永のモイヤマでは、祭り以外のその他の利用はみられなかった。日常的な管理としては、昭和30(1955)年頃は毎月1日と15日に神々の花柴

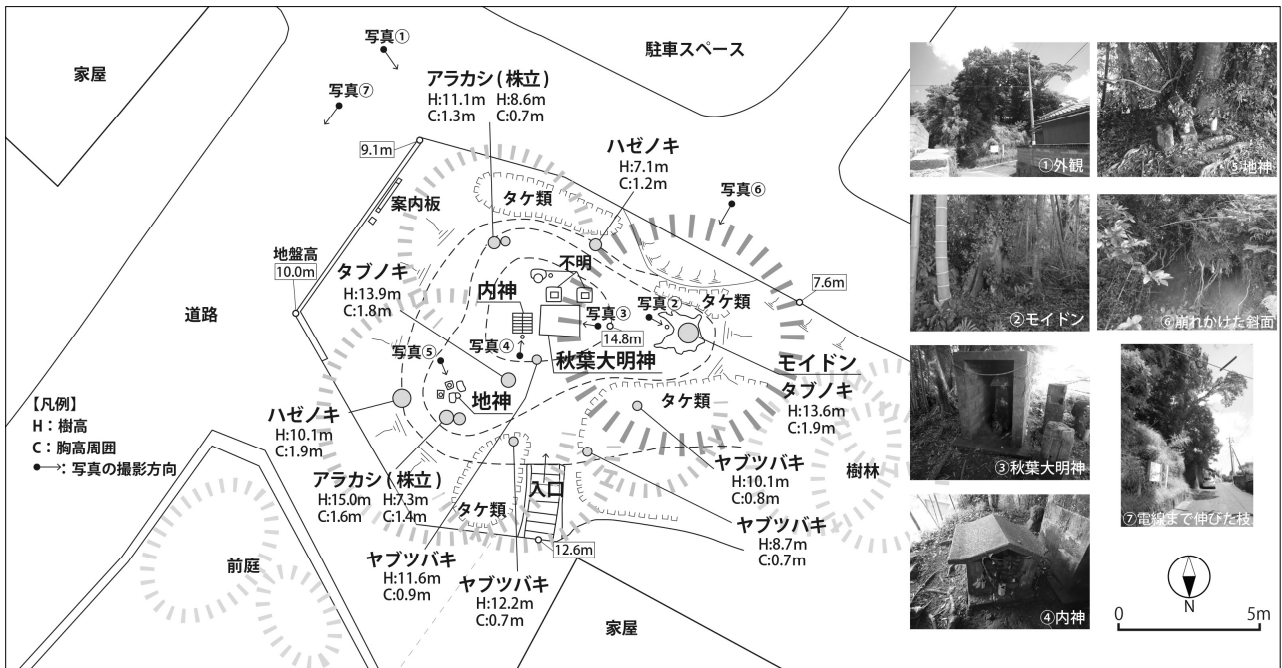
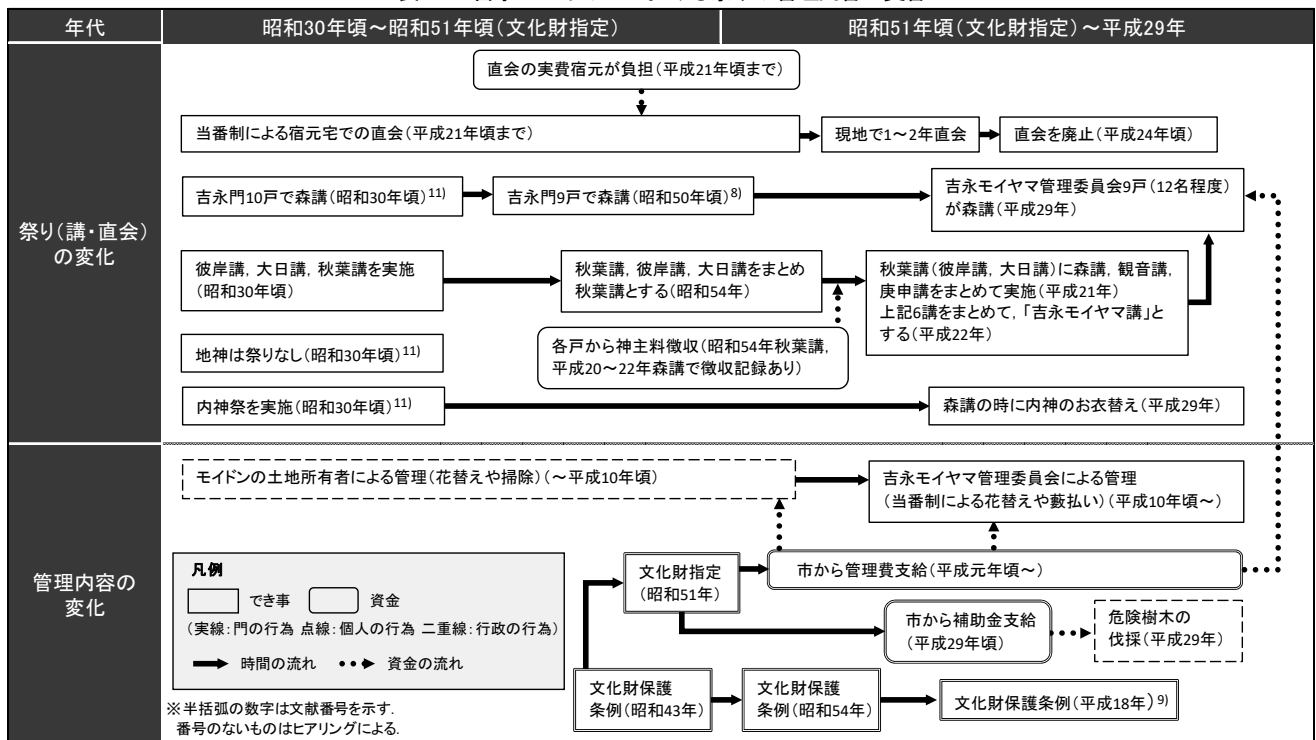


図-3 吉永のモイヤマの立地環境・空間構成と主な植物相

表-3 吉永のモイヤマにおける祭りや管理内容の変容



をかえていたという記録があり<sup>11)</sup>、平成10(1998)年頃まではモイヤマに隣接の家主(所有者)が花替えや掃除などを行っていたという。その後、隣接の家主が不在となった以降、吉永モイヤマ管理委員会がモイドンなど4神の毎月1～2回の花替え、藪払い数回を年当番制で引き継いでおり、管理体制が個人から複数人に拡大した。資金の変化としては、上西園と同様に吉永でも平成元(1989)年頃から市より管理費として年間9000～13000円の支給が始まり、掃除や花替え等の日常的な管理のほか、神主料などの祭りの費用に使用されるケースもあった。また、文化財保護のための補助制度(半額助成)を活用し、平成29(2017)年には所有者により電線や近隣家屋に影響を及ぼす危険性のある樹木の伐採を行った。以上のように、吉永のモイヤマでは祭りの統合や

管理体制の変化を確認した。

### 3) モイドンに対する住民意識

モイドンに対する住民意識の結果をみると(表-2)、文化財指定のモイドンの存在をいつ知ったかという設問には、5割弱(10名)が「文化財指定前から知っていた」と答えた。一方、「文化財指定後に知った」との回答も4割弱(8名)あり、一定の割合を占めていた。年齢別にみると、40～50歳代は全員(2名)が「今も知らない」と答えたのに対し、70歳以上は「文化財指定前から知っていた」(9名)が最も多く、年齢により差がみられた。文化財指定のモイドンに対する保全意識については、「積極的に保全すべき」と回答したのは3割程度(7名)にとどまった。しかし、「積極的に保全すべき」と「できる限り保全するのが望ましい」

を合わせた回答が約7割(16名)あり、年齢および居住する門ごとにみても、「積極的に保全すべき」と「できる限り保全するのが望ましい」を合わせた回答は、「保全できなくても仕方ない」を上回っていた。このことから、年齢や居住する門に関わらず、全体として保全意識は高い傾向にあった。保全活動への参加意向については、「積極的に参加してみたい」が1割程度(3名)で、「参加してみたいとは思わない」が2割程度(5名)を占めたことから、強い参加意欲は認められなかった。一方、「積極的に参加してみたい」と「内容によっては参加してみたい」を合わせた回答は5割以上(12名)あり、年齢および居住する門ごとにみても、「積極的に参加してみたい」と「内容によっては参加してみたい」を合わせた回答が「参加してみたいとは思わない」を上回っていたことから、比較的参加に前向きな住民が多いといえる。

## 5. 考察

### (1) モイドンの変容からみた現状の課題

まず上西園のモイドンと吉永のモイヤマの共通点として、複数の神が集合し、その中で祭りが森講に集約されていることから、モイドンが中心的な神として祀られていることが挙げられる。また、門の世帯数の減少や高齢化により、直会が廃止となった点が共通する。これは、門におけるコミュニケーションの機会が減少したことを示唆するものである。

一方、各モイドンが有する個別の特徴もみられた。上西園のモイドンは平地の広い空間を有するため、かつて子どもの遊び場や六月灯で舞台が設置されるなど活発な利用が行われ、人々が集まる拠り所として機能していたといえる。また、マオランの栽培など、地域で労力や資金を供出しながら行事を行っていたことがわかる。しかし、管理を担う戸数が現状4戸のみであることから、広い敷地を有するが故に、今後の管理継続が困難になる可能性がある。防草シートの設置は管理労力の軽減を迫られたことを物語っている。道上集落のアンケート結果では、モイドンの保全意識について、「場合によっては保全できなくても仕方ない」との回答が一定割合を占めたことから、上西園のモイドンの管理の衰退傾向は今後も続くことが予想される。

吉永のモイヤマでは、高台という立地条件から、斜面部の樹木の成長により、電線への影響や近隣家屋への倒木の恐れが懸念される。また、斜面が崩れている箇所があり、今後さらに崩落する危険性を含んでいる。さらに、タケ類の繁茂により、他の樹木の生育が阻害される可能性もある。高台に樹木が密生しているため、今後は慎重に地盤や樹木の管理を継続する必要がある。また、祭りに関わる戸数に大きな変化はなかったものの、複数の祭りを実施する労力の問題から、次第に多くの講が統合されるなど、祭りの簡素化がみられた。日常的な管理については、モイヤマに隣接する家主から吉永モイヤマ管理委員会へと移行し、担い手が個人から複数人に拡大した。このような祭りにおける工夫や管理体制の確保は、モイヤマの維持に大きく関わっていると考えられる。しかし、担い手が以前より増えたといえるものの、門の高齢化が進んでいることから、今後も担い手の確保が大きな課題である。

### (2) 文化財指定の効果と今後の継承のあり方

文化財指定による市のサポートとして、大きくは「管理費の支給」と「補助事業」が確認された。市からの管理費の支給により、アコウの支柱や防草シートの設置、清掃や花替え等の日常的な管理が行われ、モイドンの維持に一定寄与したと考えられる。また、樹木の高木化に対応して市の補助事業として樹木の伐採管理がなされたことも、モイドンの維持において文化財指定が有効に機能している一面といえる。さらに、アンケート調査の結果より、モイドンを「文化財指定後に知った」との回答が一定の割合を占めていたことから、文化財指定がモイドンの存在を広めることに寄

与していることも考えられる。特に仮屋集落では、モイドンを「文化財指定後に知った」と回答した割合が高いと同時に、保全意識や保全活動への参加意欲も高いことから、文化財指定により意識が高まる可能性が示唆される。今後は、指宿市内の他のモイドンや鹿児島県内でモイドンの分布が多い錦江町等でも文化財指定を広げていくことが、モイドンの保全につながると考えられる。

一方、上述のように、2つのモイドンに共通して、祭りや日常管理に携わる人の減少が大きな問題となっており、この問題に対して検討を進める必要があるといえる。クロス集計の結果、年齢や居住する門に関わらず、全体としてモイドンに対する保全意識は高く、保全活動への参加にも前向きな傾向が事例研究として示された。したがって、今後の継承のあり方として、管理単位を現状の門から集落に拡大していくことも検討できると考えられる。その際の管理組織として、例えば、あらゆる年齢層で構成され、集落の自治に携わる公民館といった既存の組織を活用することが一つの手法ではないだろうか。これを推進するためには、モイドンの認知度や理解を一層深める必要があると考えられる。仮屋集落においては、モイドンの認知度は若い年代の方が低い傾向がみられたため、特に若い世代に対してモイドンへの理解を広めることが課題といえる。また、今回は調査対象としていない文化財指定外のモイドンも、同様に管理に携わる人の減少が問題になっていると予想される。道上集落では、各門のモイドンを集落でまとめて管理してはどうかとの意見もあり、集落内のモイドン全体で管理していくことも今後の検討課題と考えられる。また、上西園のモイドンはかつて人々の集う公園の利用が行われていたが、平地の広い空間を有す特徴を活かした新たな公園的利用も検討の余地がある。

以上のように、本研究では、事例研究として、祭祀空間の緑の保全における文化財指定の効果を見出すとともに、今後の継承のあり方を管理単位の面から言及することができた。なお、今後の検討課題として、モイドンを含めた様々な伝統的祭りや文化資源のあり方を、集落に居住する住民の意識から探る必要もある。

謝辞:本研究の遂行にあたり、道上集落および仮屋集落の皆様、指宿市教育委員会社会教育課の担当者様、川野和昭先生、寺田仁志先生にご協力を頂いたことに深く感謝します。本研究は、文部科学省科学研究費基盤研究C(16K08130)の成果の一部である。

## 引用文献

- 1) 上田篤(2007):鎮守の森:鹿児島出版社,234-236
- 2) 谷川健一編(1995):日本民俗文化資料集成 第21巻 森の神の民俗誌:株式会社三一書房,520pp.
- 3) 李春子(2011):神の木-日・韓・台の巨木・老樹信仰-:サンライズ出版,209pp.
- 4) 指宿市考古博物館 時遊館 COCO はしむれ(編)(2014):時遊館 COCO はしむれ 企画展 指宿まるごと博物館V 小野民俗学と「薩南民俗」からみた指宿の民俗 企画展図録:指宿市考古博物館 時遊館 COCO はしむれ,14-17
- 5) 谷川健一編(1995):日本民俗文化資料集成 第21巻 森の神の民俗誌:株式会社三一書房,426-431
- 6) 上田萌子・大平和弘・押田佳子・上浦木昭春(2016):鹿児島県錦江町周辺における「モイドン」の立地と存続状況に関する研究:ランドスケープ研究79(5),659-664
- 7) 小野重朗(1957):モイドン概説:薩南民俗10,12-29
- 8) 指宿市文化財審議会(1975):文化財指定具申書
- 9) 指宿市文化財保護条例:<[http://www.city.ibusuki.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/q711RG00000583.html](http://www.city.ibusuki.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/q711RG00000583.html)>,2017年7月14日参照
- 10) 鹿児島県立指宿高等学校郷土研究部(1955):指宿地方の内神一覧:薩南民俗7,55-70
- 11) 鹿児島県立指宿高等学校郷土研究部(1956):指宿地方のモイドンの調査:薩南民俗8,8-21
- 12) 指宿校区郷土史編纂プロジェクトチーム(編)(2013):指宿校区の歴史と文化:指宿校区自治公民館連絡協議会,37-38